

第15章 オフサイト・モニタリング

オフサイト・モニタリングの意義

監督部局の役割は、検査と検査の間の期間においても、継続的に情報の収集・分析を行い、金融機関の業務の健全性や適切性に係る問題を早期に発見するとともに、必要に応じて行政処分等の監督上の措置を行い、問題が深刻化する以前に改善のための働きかけを行っていくことである。

具体的には、金融機関に対して定期的・継続的に経営に関する報告を求める等により、金融機関の業務の状況を常に詳細に把握するとともに、金融機関から徴求した各種の情報の蓄積及び分析を迅速かつ効率的に行い、経営の健全性の確保等に向けた金融機関の自主的な取組みを早期に促している。

オフサイト・モニタリングの実施

金融機関をとりまく様々なリスクが高まる中、金融機関の経営の健全性の状況を継続的・定量的に把握する重要性が高まっていることから、金融庁では、平成11年度より、それまでの財務会計情報に加え、金融機関の市場リスク、流動性リスク、信用リスクの状況等について報告を求めるなど、オフサイト・モニタリングの強化に努めている。（資料15-1）

1. 各業態におけるオフサイト・モニタリングの対応

(1) 預金取扱金融機関

従来から、毎期の決算に基づく報告のほか、財務会計情報やリスク情報等について月次で報告を求めるなど経営の健全性を中心としたチェックを行っているが、平成15事務年度においてはオフサイト・モニタリングについてその実施に当たり着眼すべき項目を体系的に整理することとし、16年5月に「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」（監督ハンドブック）を策定・公表した。この指針は、中小・地域金融機関の監督について、新たにコーポレートガバナンスや経営の質、地域貢献が収益力・財務の健全性に与える影響等の観点も取り入れた、より多面的な評価に基づく総合的な監督体系を確立するものである。

(2) 保険会社

従来から、毎期の決算に基づく報告（業務報告書等）のほか、契約動向や資産の保有状況等について定期的に報告を求め、財務の健全性を中心としたチェックを行っているが、15 事務年度においてはアクチュアリー等を活用し、決算分析を始めとした各種経営指標の分析の高度化を図ることにより、オフサイト・モニタリングの分析手法の改善や報告内容の拡充を図った。

(3) 証券会社

従来から、毎期の決算に基づく報告（営業報告書等）のほか、証券取引法上の健全性指標である自己資本規制比率、主要勘定残高表等について月次で報告を求め、財務の健全性を中心としたチェックを行っているが、15 事務年度においては、証券会社によるリスク管理強化の促進等につながるよう、証券会社の業務特性を踏まえたモデルごとの分類を行うなど、データ整備の改善に努めた。

2. モニタリング・システムの整備

限られた人員・予算の下で、金融機関に対して有効なオフサイト・モニタリングを行うためには、報告・分析の対象となる情報の処理をコンピュータ・システムで効率的に行うことが不可欠であり、順次システムの改良を進めている。

平成 15 事務年度においては、預金取扱金融機関を対象としたシステムの再構築に着手した。これにより、オンラインでのデータ徴求が可能となることに加え、財務事務所まで展開されるよう設計していることから、財務事務所での地域金融機関への深度あるモニタリングをよりタイムリーに行うことが可能となる。また、再構築後のシステムは、新 B I S 規制導入等、新たな行政課題に対応できるよう、柔軟性・拡張性をもたせるべく設計を行っているところである。

これらのモニタリング・システムの整備により、監督手法の更なる向上に寄与することが期待される。